

平成27年度

経 済 委 員 会 説 明 資 料
(所管事務)

労働委員会

目

次

1	組織図	-----	1
2	平成27年度歳入歳出予算の総括	-----	3
3	重点事業	-----	4
4	課別説明		
	(1) 調整課	-----	5
	(2) 審査課	-----	8

1 組織図

労働委員会

(1) 第44期労働委員会委員 15名

(任期 平成25年6月1日～平成27年5月31日)

公益委員 (5名)

会長	笹谷	正廣	(弁護士)
会長代理	豊永	寛二	(弁護士)
	井関	佳穂理	(公認会計士)
	喜多	三佳	(四国大学教授)
	島内	保彦	(弁護士)

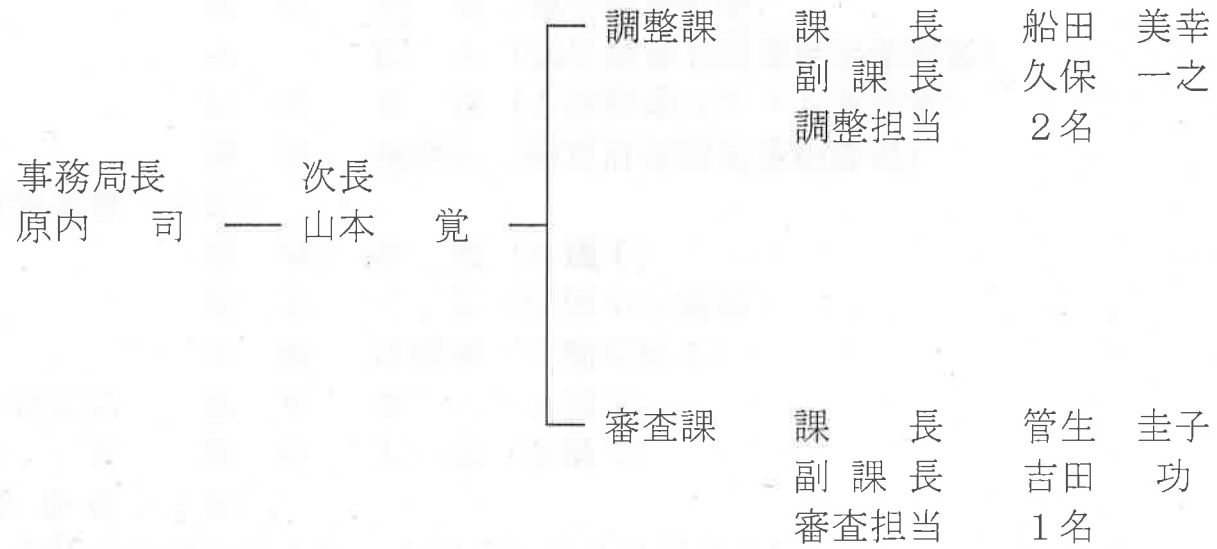
労働者委員 (5名)

清田	麻利子	(徳島県農協労連相談役)
新居	良雄	(全建総連フレッセ書記長)
下	則子	(連合徳島女性委員会委員長)
河村	和男	(連合徳島会長)
森本	佳広	(連合徳島事務局長)

使用者委員 (5名)

中村	太一	((社福)健祥会理事長)
浜田	行雄	(徳島県経営者協会専務理事)
本久	ミドリ	((株)徳島ネオン専務取締役)
本林	隆行	(本林家具(株)代表取締役)
坂田	千代子	((株)あわわ会長)

(2) 労働委員会事務局



2 平成27年度歳入歳出予算の総括

一般会計

(単位：千円)

区 分	27年度	前 年 度		比 較		財 源 内 訳			
	当 初 予算額 A	当 初 予算額 B	最 終 予算額	増 減 A-B	率 A/B×100	特 定 財 源			一 般 財 源
						国支 出金			
労働委員会	112,453	112,394	107,621	59	100.1				112,453
計	112,453	112,394	107,621	59	100.1				112,453

3 重点事業

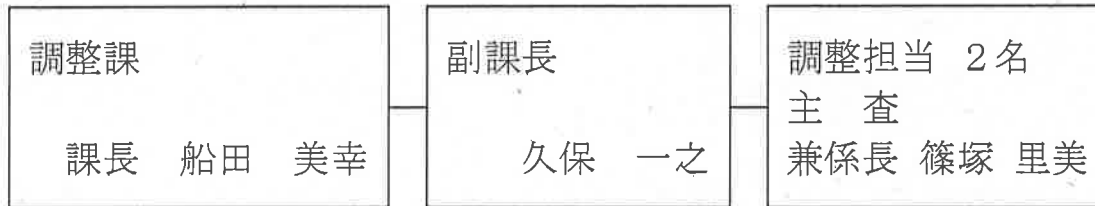
- (1) 労働組合法，労働関係調整法及び地方公営企業等の労働関係に関する法律に基づき，集团的労使紛争の調整及び不当労働行為の審査並びに労働組合の資格審査等を実施するとともに，個別的労使紛争解決サービスに取り組むことにより，安定した労使関係が築かれるよう努めます。
- (2) 労働委員会は，中立・公正な立場から，労働基本権の擁護と労使関係の安定，正常化を図るために設置された専門的な行政機関であり，紛争の処理に当たっては，手続きの迅速性と簡易性，さらには実効性のある救済が求められております。事務局としては，委員会業務が円滑に遂行されるよう，調査をはじめ諸資料の収集，分析を的確に行うとともに，職員の資質の向上を図り，委員に対する補佐機能が十分発揮できるよう努めます。

4 課別説明

(1) 調 整 課

1 組織図及び事務分掌

(1) 組織図 職員総数 4名



(2) 事務分掌

課長 船田 美幸
副課長 久保 一之

担当名	分 掌 事 務	担当者名
調 整 担 当	1 集团的労使紛争のあっせん，調停，仲裁に関する事。 2 個別的労使紛争のあっせんに関する事。 3 争議行為の予告通知に関する事。 4 事務局の総務事務に関する事。	主査兼係長 篠塚 里美

2 重点事業

(1) 自主的解決が困難な労働組合と使用者の間の集団的労使紛争について、当事者からの申請に基づき、「あっせん」等を行うことにより、労使紛争の自主的な解決を援助し、労使関係の安定化を図ります。

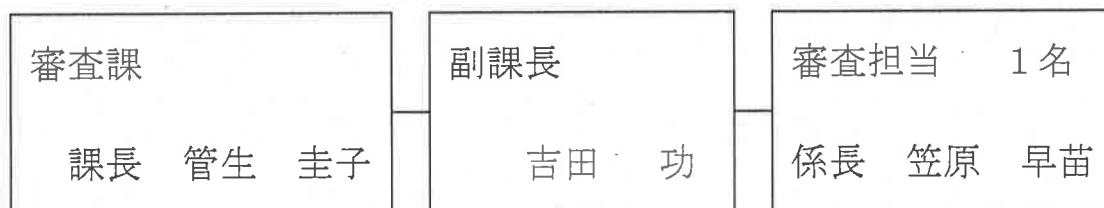
また、個別的労使紛争解決サービスの「相談」、「あっせん」に取り組むことにより、個々の労働者と使用者の間の個別的労使紛争の未然防止と速やかな解決を図ります。

(2) 「あっせん」等の業務が適正に遂行されるよう、調査や諸資料の収集、分析を的確に行うとともに、職員の資質向上に努め、委員に対する補佐機能の充実強化に努めます。

(2) 審 查 課

1 組織図及び事務分掌

(1) 組織図 職員総数 3名



(2) 事務分掌

課長 管生 圭子
副課長 吉田 功

担当名	分 掌 事 務	担当者名
審 査 担 当	1 不当労働行為の審査に関すること。 2 労働組合の資格審査に関すること。 3 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による認定告示に関すること。 4 個別的労使紛争のあっせんに関すること。	係長 笠原 早苗

2 重点事業

使用者が、労働組合員であるために不利益な取扱いをしたり、団体交渉を正当な理由なく拒否したり、労働組合の結成や運営に対して支配介入するなど、労働組合法上の不当労働行為を行った場合に、労働組合又は組合員の申立により審査を行い、その事実があれば救済命令を発してこれを是正する不当労働行為救済制度を、迅速かつ適正に実施し、安定した労使関係の維持、確立に努めてまいります。

また、救済命令以外の処理として、当事者の合意に基づく和解による解決にも努めてまいります。